



平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会社名 : 日本郵船株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 内藤忠頭
(コード番号: 9101 東証・名証第一部)
問合せ先 : 経営企画本部 経営委員 企画グループ長
山本 昌平
TEL. 03 -3284-5151

郵船ロジスティクス株式会社株式(証券コード 9370) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

日本郵船株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 29 年 11 月 1 日を公開買付けの買付け等の期間の初日として、郵船ロジスティクス株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部、コード番号: 9370。以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対して金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 12 月 14 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 日本郵船株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

(2) 対象者の名称

郵船ロジスティクス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,033,918 (株)	2,977,700 (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(2,977,700 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,977,700 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者株式の最大数(17,033,918 株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(42,220,800 株)から、公開買付者が所有

する対象者株式の数（25,135,084 株）及び対象者四半期決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（51,798 株）を控除した株式数（17,033,918 株）になります。
 （注 3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 11 月 1 日（水曜日）から平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,500 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,977,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（15,389,704 株）が買付予定数の下限（2,977,700 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 12 月 15 日に報道機関に公表しました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	15,389,704 (株)	15,389,704 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	15,389,704	15,389,704
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	251,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 59.61%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	405,247 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.10%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数	421,264 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年8月14日に提出した第64期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(42,220,800株)から、対象者四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(51,798株)を控除した株式数(42,169,002株)に係る議決権の数である421,690個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
 カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成29年12月21日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が平成 29 年 10 月 31 日付で公表した「郵船ロジスティクス株式会社株式（証券コード 9370）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付け後の一連の取引により、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上